

福島県高圧ガス製造施設保安検査等実施要領

第一章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）又は冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）の適用を受ける製造事業所に対して、知事が行う保安検査並びに保安検査に併せて実施する法第62条第1項の規定に基づく立入検査（これらの検査を総称して「保安検査等」という。）に関する手続き等を定めることにより、適正かつ円滑な保安検査等を実施するとともに、法第35条の2に規定する事業者が行う定期自主検査の適正な実施を推進し、もって高圧ガス製造事業所の保安の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における主な用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、法令（法に係る政令、省令、告示等を含む。）の定めるところによる。

(1) 製造事業所

法第5条第1項の許可を受けた第一種製造者の当該製造を行う事業所をいう。

(2) 保安検査等

法第35条第1項に規定する保安検査のうち知事が行う検査及び当該検査と併せて行う法第62条第1項の規定に基づく立入検査をいう。

(3) 休止施設

使用を休止した特定施設であって、知事に届け出たもので、前回の保安検査又は設置の完成検査を受けた日から1年以上（製造細目告示第14条に掲げる施設は同条で定める期間）休止を継続しているものをいう。

(4) 特定施設

製造細目告示第13条に規定する製造施設（保安検査を受ける必要のない製造施設）以外の製造施設をいう。

(5) K H K S 保安検査基準

平成17年経済産業省告示第84条で定める保安検査の方法とする。

第二章 保安検査等について

(検査対象施設)

第3条 保安検査等は、おおむね保安主任者又は保安係員（以下「保安主任者等」という。）

が選任されている製造施設の区分毎に行うものとし、保安主任者等が立ち会うものとする。

(検査周期)

第 4 条 製造事業所内に検査周期の異なる特定施設がある場合は、法令で定める周期の範囲内で検査周期を統一しても差し支えないものとする。

2 保安検査等の周期は、原則として前回の保安検査証に記載された検査年月日（保安検査を受けたことのない製造施設にあつては当初の完成検査証に記載された検査年月日）を基準日として起算する。

3 前項の場合、保安上支障のおそれがある場合を除き、前後一週間程度の範囲内で実施することは差し支えないものとするが、連続して後に実施することはできないものとする。

4 休止施設にあつては、当該施設を再び使用するときまでは保安検査等は行わないものとする。

5 前項の場合、再使用以降の保安検査等は、再使用時に行った保安検査証に記載された検査年月日を基準日とする。

6 特定施設の全てを変更した場合は、当該特定変更工事の完成検査日を基準日とする。

7 移設に係る移動式製造設備を設置した場合で、保安検査証の有効期限内であつて使用の経歴及び保管状態の記録の確認により完成検査を実施した場合は、従前（移設前）の保安検査日を基準日とする。ただし、従前（移設前）の事業所において休止等により保安検査証の有効期限を経過し、法令で定める周期内に保安検査を実施していない場合は、当該移動式製造設備の設置に係る完成検査日を基準日とする。

(事前準備)

第 5 条 保安検査等のための事前準備は次によることとする。

(1) 製造事業所は、保安検査等の日程を所轄の地方振興局と協議のうえ実施日を決定する。

(2) 製造事業所は、必要に応じて所轄の地方振興局と検査内容等について事前打合せを行う。

(3) 製造事業所は、保安検査等の受検にあつて、別に定める「高圧ガス保安法実務マニュアル」に示す書類の他、次の書類を用意するものとする。

ア 高圧ガス製造事業所製造設備一覧表（別記様式第 1 - 1 冷凍事業所除く）

” （別記様式第 1 - 2 冷凍事業所用）

保安検査時に県（所轄の地方振興局）に提出する。

イ 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査周期表（別記様式第 2）

ただし、一般則第 8 2 条第 3 項に規定するもの及び冷凍則に係るものを除く。

別記様式第 2 参考資料「高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査周期の考え方」を参照のこと。

検査周期が把握できるものであれば、既存の設備管理台帳でも差し支えない。

(検査方法)

第 6 条 保安検査は、一般則第 8 2 条第 3 項に規定するものを除き、K H K S 保安検査基

準に基づき、次によることとする。

- (1) 一般則適用特定施設（スタンド除く）の場合は、別添1「チェックリスト（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド関係除く）」により行う。

この場合、別添1参考資料1「個別機器における取扱い（一般高圧ガス保安規則関係）」及び別添1参考資料2「主要検査項目における取扱い（一般高圧ガス保安規則（スタンド除く）」を参照のこと。

- (2) 液石則適用特定施設（スタンド除く）の場合は、別添2「チェックリスト（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係除く）」により行う。

この場合、別添2参考資料1「個別機器における取扱い（液化石油ガス保安規則関係（スタンド含む）」及び別添2参考資料2「主要検査項目における取扱い（液化石油ガス保安規則（スタンド含む）」を参照のこと。

- (3) 液石則適用特定施設（スタンド）の場合は、別添3「チェックリスト（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係）」により行う。

この場合、別添2参考資料1「個別機器における取扱い（液化石油ガス保安規則関係（スタンド含む）」及び別添2参考資料2「主要検査項目における取扱い（液化石油ガス保安規則（スタンド含む）」を参照のこと。

- (4) コンビ則適用特定施設（スタンド除く）の場合は、別添4「チェックリスト（コンビナート保安規則関係（スタンド関係除く）」により行う。

この場合、別添4参考資料「個別機器における取扱い（コンビナート保安規則関係）」を参照のこと。

- (5) 冷凍則適用特定施設の場合は、別添5「チェックリスト（冷凍保安規則関係）」により行う。

- 2 一般則第8条第3項に規定するもののうち、一般則第2条第1項第18号ト（八）に規定するコールド・エバポレータに係る保安検査は、別添6「チェックリスト（一般則第6条の2第1項関係（コールド・エバポレータ）」により行う。

- 3 第1項及び第2項の場合において、各検査項目に応じた方法又は当該方法に基づき実施された検査についての記録確認により行うことができるほか、次の試験（法令上、該当しないものを除く）については、原則として、保安主任者等の立ち会いのもと、現に当該試験に立ち会うこととする。この場合、立ち会う試験箇所は代表箇所とすることができるものとする。

- (1) 気密試験
- (2) 肉厚測定
- (3) 緊急遮断装置作動試験
- (4) 防消火設備作動試験
- (5) ガス漏えい検知警報設備作動試験
- (6) 保安電力設備作動試験
- (7) 通報装置作動試験
- (8) 消火器、警戒標等の確認
- (9) その他、現地において現に立ち会いが必要と認められる試験

- 4 保安検査時に併せて実施する立入検査は、次の項目を行うものとする。

- (1) 法第8条第2号の規定に基づき、各規則で定められた技術上の基準（製造の方法）
- (2) 保安管理体制

- (3) 危害予防規程
- (4) 保安教育訓練
- (5) 帳簿
- (6) その他、必要と認められる項目

(検査後の処理)

第 7 条 県は、保安検査等の結果、次項の場合を除き特定施設が法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認めるときは、すみやかに保安検査証を交付する。

2 県は、保安検査等の結果、保安の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、製造事業所に対し、必要な措置を講ずるよう指示する。

この場合、必要な措置が行われるまでは、保安検査証の交付はしないものとする。ただし、軽微な指示事項の場合はこの限りでない。

3 前項の場合において、変更の工事が伴う場合、製造事業所は法第 1 4 条第 1 項の手続きを速やかに行うものとする。(変更の工事が「軽微な変更の工事」の場合は、完成後遅滞なく届出を行う。)

第三章 雑 則

(協議)

第 8 条 本要領による保安検査等を行うことが困難であると認められるときは、事前に県と製造事業所で協議のうえ、適正かつ円滑な運用を図るものとする。

(報告の徴収)

第 9 条 県は、保安検査等又は製造事業所が行う定期自主検査について、必要があると認めるときは、製造事業所に対し、その検査内容の報告をさせることができるものとする。

(定期自主検査基準類の制定等)

第 1 0 条 製造事業所は、保安検査等を円滑に受検し、又は定期自主検査を適正に行うために必要な基準類を自主的に制定するとともに、定期的に見直しを行い、整備して活用しなければならない。

(その他)

第 1 1 条 本要領によるほか、県が定めた「高圧ガス保安法実務マニュアル」に定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要領施行前に行われた手続きについては、なお従前の例により行うことができる。